

写

老振発第1201001号
平成18年12月1日

各 都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局振興課長



「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに
係る留意点について」の一部改正について

「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る
留意点について」（平成12年老振第73号）を、別紙のとおり改正し、平成
18年4月1日より適用することとしたので、内容を御了知の上、管内市町村、
関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のない
ようにされたい。